

「国と地方の協議の場に関する法律」等の成立にあたって

本日、「国と地方の協議の場に関する法律」など3法が成立した。

地方六団体は、政府・与野党に対し再三にわたり、早期成立を強く求めてきたところであり、これら3法の成立を評価したい。

特に法制化された「国と地方の協議の場」は、地方の長年の悲願であり、東日本大震災からの復旧・復興に向けた国・地方を挙げての一丸となった取組みや社会保障と税の一体改革等地方自治に関する諸課題を協議していく上で極めて重要である。今後、できる限り早期に協議を開始し、国と地方の実効ある対話を積み重ねる中で、国・地方を通じて真に効果的な施策が進められることを強く望む。

我々地方も、引き続き、真の分権型社会の実現に向けて全力で取り組んでいく所存である。

平成23年4月28日

地方六団体

全国知事会会長	山田 啓二
全国都道府県議会議長会会長	金子 万寿夫
全国市長会会長	森 民夫
全国市議会議長会会長	五本 幸正
全国町村会会長	藤原 忠彦
全国町村議会議長会会長	野村 弘